

整理番号	消防－法不－58
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	安定度試験実施命令
概要	市長は、災害の防止のため必要があると認めるときは、火薬類の所有者に対し、安定度試験を実施するよう命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第36条第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・火薬類取締法第36条第2項 経済産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止のため必要があると認めるときは、火薬類の所有者に対し、前項の安定度試験を実施すべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	